「地方自治法の一部を改正する法律」の概要

平成 16 年 11 月 10 日施行

- 1 住民自治の強化等を目的とする「地域自治区」の創設 住民自治の強化等を推進する観点から市町村内の一定の区域を単位とする「地域自治区」 (法人格は有しない。)を市町村の判断により設置することができることとする。
 - 地域協議会・・・地域の意見をとりまとめ行政に反映
 - 区の事務所・・・市町村の事務を分掌
- 2 都道府県の自主的合併手続等の整備
- (1) 都道府県合併

(現 行) 特別の法律の制定が必要

(改正後) 都道府県の合併について、都道府県議会の議決を経た申請に基づき、内閣が国会の承認を経て決定する手続きを追加する。

(2) 都道府県の境界にわたる市町村の新設合併

(現 行)特別の法律の制定が必要
↓

(改正後)編入合併と同様、関係市町村及び都道府県の議会の議決を経た申請に基づき、総務大臣が決定する手続きを整備する。